

岡山県国民保護計画 新旧対照表

番号	該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)																																							
1	P46 第2編 第7章	平素からの備えや予防についての事務分掌	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>頁</th> <th>担当部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 生物剤攻撃対応のための近隣県との情報の共有化に関すること</td> <td>25</td> <td>保健医療部</td> </tr> <tr> <td>2. <u>日本赤十字社との連携、支援に関すること</u></td> <td>26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 医療実施の要請方法等の準備に関すること</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 救援に関する基礎的資料（関係医療機関リスト）の調整に関すること</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1. <u>社会福祉協議会との連携、支援に関すること</u></td> <td>26</td> <td>子ども・福祉部</td> </tr> <tr> <td>2. <u>高齢者、障害のある人等への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援に関すること</u></td> <td>29</td> <td>等</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	頁	担当部局等	1. 生物剤攻撃対応のための近隣県との情報の共有化に関すること	25	保健医療部	2. <u>日本赤十字社との連携、支援に関すること</u>	26		3. 医療実施の要請方法等の準備に関すること	37		4. 救援に関する基礎的資料（関係医療機関リスト）の調整に関すること	37		1. <u>社会福祉協議会との連携、支援に関すること</u>	26	子ども・福祉部	2. <u>高齢者、障害のある人等への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援に関すること</u>	29	等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>頁</th> <th>担当部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 生物剤攻撃対応のための近隣県との情報の共有化に関すること</td> <td>25</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>2. 日本赤十字社、<u>社会福祉協議会</u>との連携、支援に関すること</td> <td>26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. <u>高齢者、障害のある人等への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援に関すること</u></td> <td>29</td> <td>等</td> </tr> <tr> <td>4. 医療実施の要請方法等の準備に関すること</td> <td>37</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 救援に関する基礎的資料（関係医療機関リスト）の調整に関すること</td> <td>37</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	頁	担当部局等	1. 生物剤攻撃対応のための近隣県との情報の共有化に関すること	25	保健福祉部	2. 日本赤十字社、 <u>社会福祉協議会</u> との連携、支援に関すること	26		3. <u>高齢者、障害のある人等への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援に関すること</u>	29	等	4. 医療実施の要請方法等の準備に関すること	37		5. 救援に関する基礎的資料（関係医療機関リスト）の調整に関すること	37	
事 務	頁	担当部局等																																									
1. 生物剤攻撃対応のための近隣県との情報の共有化に関すること	25	保健医療部																																									
2. <u>日本赤十字社との連携、支援に関すること</u>	26																																										
3. 医療実施の要請方法等の準備に関すること	37																																										
4. 救援に関する基礎的資料（関係医療機関リスト）の調整に関すること	37																																										
1. <u>社会福祉協議会との連携、支援に関すること</u>	26	子ども・福祉部																																									
2. <u>高齢者、障害のある人等への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援に関すること</u>	29	等																																									
事 務	頁	担当部局等																																									
1. 生物剤攻撃対応のための近隣県との情報の共有化に関すること	25	保健福祉部																																									
2. 日本赤十字社、 <u>社会福祉協議会</u> との連携、支援に関すること	26																																										
3. <u>高齢者、障害のある人等への通報のための伝達方法の検討及び市町村の支援に関すること</u>	29	等																																									
4. 医療実施の要請方法等の準備に関すること	37																																										
5. 救援に関する基礎的資料（関係医療機関リスト）の調整に関すること	37																																										
2	P48 第3編 第2章	緊急事態連絡室の構成	<p>The chart shows the Emergency Situation Contact Room (緊急事態連絡室) at the top, led by the Contact Room Chief (連絡室長 事知). Below it are the Contact Room Staff (参集室員), including the Deputy Chief, Education, Police, Public Enterprise Management, Crisis Management, Comprehensive Policy, General Affairs, and various department heads. The staff are connected to external agencies like the Fire Department, Maritime Security, Self-Defense Force, and Red Cross. Below the staff is the Secretariat (事務局) with various classes like Crisis Response, Information, and Communication. At the bottom are the respective departments (各担当部局).</p>	<p>The chart shows the Emergency Situation Contact Room (緊急事態連絡室) at the top, led by the Contact Room Chief (連絡室長 事知). Below it are the Contact Room Staff (参集室員), including the Deputy Chief, Education, Police, Public Enterprise Management, Crisis Management, Comprehensive Policy, General Affairs, and various department heads. The staff are connected to external agencies like the Fire Department, Maritime Security, Self-Defense Force, and Red Cross. Below the staff is the Secretariat (事務局) with various classes like Crisis Response, Information, and Communication. At the bottom are the respective departments (各担当部局).</p>																																							

番号	該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)																																																																						
3	P49 第3編 第2章	緊急事態連絡室設置等の通知																																																																								
4	P51 第3編 第2章	緊急事態連絡室員の代替職員	<p>【緊急事態連絡室員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室員</th> <th>代替職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>副知事</td><td></td></tr> <tr><td>教育長</td><td>教育次長</td></tr> <tr><td>警察本部長</td><td>警務部長</td></tr> <tr><td>公営企業管理者</td><td>企業局長</td></tr> <tr><td>危機管理監</td><td>危機管理課長</td></tr> <tr><td>総合政策局長</td><td>政策推進監</td></tr> <tr><td>総務部長</td><td>総務部次長</td></tr> <tr><td>県民生活部長</td><td>県民生活部次長</td></tr> <tr><td>環境文化部長</td><td>環境文化部次長</td></tr> <tr><td>保健医療部長</td><td>保健医療部次長</td></tr> <tr><td>子ども・福祉部長</td><td>子ども・福祉部次長</td></tr> <tr><td>産業労働部長</td><td>産業労働部次長</td></tr> <tr><td>農林水産部長</td><td>農林水産部次長</td></tr> <tr><td>土木部長</td><td>土木部次長</td></tr> <tr><td>出納局長</td><td>用度課長</td></tr> <tr><td>知事室長</td><td>公聴広報課長</td></tr> <tr><td>県民局長</td><td>県民局次長</td></tr> </tbody> </table>	室員	代替職員	副知事		教育長	教育次長	警察本部長	警務部長	公営企業管理者	企業局長	危機管理監	危機管理課長	総合政策局長	政策推進監	総務部長	総務部次長	県民生活部長	県民生活部次長	環境文化部長	環境文化部次長	保健医療部長	保健医療部次長	子ども・福祉部長	子ども・福祉部次長	産業労働部長	産業労働部次長	農林水産部長	農林水産部次長	土木部長	土木部次長	出納局長	用度課長	知事室長	公聴広報課長	県民局長	県民局次長	<p>【緊急事態連絡室員の代替職員】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室員</th> <th>代替職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>副知事</td><td></td></tr> <tr><td>教育長</td><td>教育次長</td></tr> <tr><td>警察本部長</td><td>警務部長</td></tr> <tr><td>公営企業管理者</td><td>企業局長</td></tr> <tr><td>危機管理監</td><td>危機管理課長</td></tr> <tr><td>総合政策局長</td><td>政策推進監</td></tr> <tr><td>総務部長</td><td>総務部次長</td></tr> <tr><td>県民生活部長</td><td>県民生活部次長</td></tr> <tr><td>環境文化部長</td><td>環境文化部次長</td></tr> <tr><td>保健福祉部長</td><td>保健福祉部次長</td></tr> <tr><td>産業労働部長</td><td>産業労働部次長</td></tr> <tr><td>農林水産部長</td><td>農林水産部次長</td></tr> <tr><td>土木部長</td><td>土木部次長</td></tr> <tr><td>出納局長</td><td>用度課長</td></tr> <tr><td>知事室長</td><td>公聴広報課長</td></tr> <tr><td>県民局長</td><td>県民局次長</td></tr> </tbody> </table>	室員	代替職員	副知事		教育長	教育次長	警察本部長	警務部長	公営企業管理者	企業局長	危機管理監	危機管理課長	総合政策局長	政策推進監	総務部長	総務部次長	県民生活部長	県民生活部次長	環境文化部長	環境文化部次長	保健福祉部長	保健福祉部次長	産業労働部長	産業労働部次長	農林水産部長	農林水産部次長	土木部長	土木部次長	出納局長	用度課長	知事室長	公聴広報課長	県民局長	県民局次長
室員	代替職員																																																																									
副知事																																																																										
教育長	教育次長																																																																									
警察本部長	警務部長																																																																									
公営企業管理者	企業局長																																																																									
危機管理監	危機管理課長																																																																									
総合政策局長	政策推進監																																																																									
総務部長	総務部次長																																																																									
県民生活部長	県民生活部次長																																																																									
環境文化部長	環境文化部次長																																																																									
保健医療部長	保健医療部次長																																																																									
子ども・福祉部長	子ども・福祉部次長																																																																									
産業労働部長	産業労働部次長																																																																									
農林水産部長	農林水産部次長																																																																									
土木部長	土木部次長																																																																									
出納局長	用度課長																																																																									
知事室長	公聴広報課長																																																																									
県民局長	県民局次長																																																																									
室員	代替職員																																																																									
副知事																																																																										
教育長	教育次長																																																																									
警察本部長	警務部長																																																																									
公営企業管理者	企業局長																																																																									
危機管理監	危機管理課長																																																																									
総合政策局長	政策推進監																																																																									
総務部長	総務部次長																																																																									
県民生活部長	県民生活部次長																																																																									
環境文化部長	環境文化部次長																																																																									
保健福祉部長	保健福祉部次長																																																																									
産業労働部長	産業労働部次長																																																																									
農林水産部長	農林水産部次長																																																																									
土木部長	土木部次長																																																																									
出納局長	用度課長																																																																									
知事室長	公聴広報課長																																																																									
県民局長	県民局次長																																																																									

番号	該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)
5	P52 第3編 第3章	設置の手順等	<p style="text-align: center;">新(変更後)</p>	<p style="text-align: center;">旧(変更前)</p>
6	P53 第3編 第3章	組織構成	<p style="text-align: center;">岡山県国民保護対策本部</p>	<p style="text-align: center;">岡山県国民保護対策本部</p>

番号	該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)																																																																		
7	P56、57 第3編 第3章	県対策本部 事務局の組織 及び事務分掌	<p>【県対策本部事務局の組織及び事務分掌】</p> <table border="1"> <tr> <th>係</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td>統括班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>報道班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>通信班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>庶務班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>応急対応班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>班長直轄</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【各係の共通業務】 略</td> </tr> <tr> <td>避難誘導係</td> <td> 構成：危機管理課、県民生活部、<u>子ども・福祉部</u>、教育庁 班長：危機管理課職員のうち、危機管理課が指名する者 ① 市町村長の避難実施要領策定の支援に関する事 ② 市町村長の避難住民の誘導状況の把握及び誘導の支援に関する事 ③ 避難誘導に係る実動機関の運用調整に関する事 ④ 市町村長から警察官等への避難住民の誘導の要請の調整に関する事 ⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示及び指示しても誘導が実施されない場合の避難住民の誘導に関する事 ⑥ 避難誘導に関する国及び他の地方公共団体への支援要請に関する事 ⑦ 避難先地域を管轄する都道府県との調整に関する事 ⑧ 避難住民の運送の求めに係る調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>避難施設係</td> <td> 構成：土木部、県民生活部、<u>子ども・福祉部</u>、教育庁 班長：土木部職員のうち、土木部が指名する者 ① 避難施設等の選定及び運営に伴う総合調整に関する事 ② 避難施設等に必要な資機材の調達に伴う総合調整に関する事 ③ 長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置に必要な資機材に関する国への支援要請に関する事 ④ 避難住民等に必要な食料品、水、生活必需品等の把握に関する事 ⑤ 市町村による救援の実施の指示に関する事 ⑥ 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関する事 ⑦ 特定物資（建設資材）の売渡要請、収容及び保管命令並びに収容施設の供与のための土地等の使用に関する事 </td> </tr> <tr> <td>物資供給係</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>NBC対策係</td> <td> 構成：環境文化部、<u>保健医療部</u> 班長：環境文化部職員のうち、環境文化部が指名する者 ① NBC攻撃（核攻撃は除く）の汚染拡大防止に関する国の方針の情報収集に関する事 ② NBC対策に関する事務局各班及び各担当部局が行う国民保護措置への助言・指導に関する事 </td> </tr> </table> <p>③ NBC対策に関する国民保護措置に係る実動機関との調整に関する事 ④ NBC攻撃（核攻撃は除く）による汚染食品等の流通規制、飲食物の摂取制限、給水制限、その他汚染拡大の防止に関する措置及び国への支援要請に関する事 ⑤ 放射性物質等の放出等の通報の周辺市町村等への連絡に関する事 ⑥ 武力攻撃原子力災害に関する応急対策の実施、市町村及び関係機関への通知、指示に関する事 ⑦ 武力攻撃原子力災害に関する情報の収集及び要員の派遣に関する事 ⑧ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携に関する事 ⑨ 武力攻撃原子力災害に関する国への措置命令の要請及び事業者への要請に関する事 ⑩ 核攻撃の汚染範囲の特定に資する情報の国対策本部への提供に関する事 ⑪ 武力攻撃原子力災害及び核攻撃による汚染食品等の流通規制及び飲食物の摂取制限、給水制限等被ばくの防止その他汚染拡大の防止に関する措置に関する事</p> <p>医療衛生係 構成：<u>保健医療部</u> 班長：<u>保健医療部</u>職員のうち、<u>保健医療部</u>が指名する者 ① 医療の提供及び助産（医療救護班の派遣、医療機関との総合調整、巡回健康相談の実施、避難所救護センターの開設等）に関する事 ② 医療機関の情報、被災者の医療ニーズの把握等、医療に関する情報等の把握に関する事 ③ 不足医薬品についての国、他の都道府県への協力要請に関する事 ④ 医療機関への患者の受入要請、搬送の総合調整に関する事 ⑤ 医療の要請等により活動に従事する者の安全確保に関する事 ⑥ NBC 攻撃の放射性物質、汚染物質等に関する医療機関との情報共有に関する事 ⑦ 生物剤攻撃による患者の移送、入院措置、汚染範囲の特定、感染源の特定、消毒及び国の要請に基づく医療活動の実施に関する事 ⑧ 赤十字標準等の交付、管理に関する事 ⑨ 日本赤十字社への救援の実施の委託に関する事 ⑩ 特定物資（医薬品、医療機器その他衛生用品）の売渡要請、収容及び保管命令並びに医療施設の開設、その他医療提供を目的とした臨時施設のための土地等の使用に関する事</p> <p>消防保安係 略 各班共通 略 ※各班の班員構成等については、別途定める。</p>	係	所 掌 事 務	統括班	略	情報班	略	報道班	略	通信班	略	庶務班	略	応急対応班	略	班長直轄	略	【各係の共通業務】 略		避難誘導係	構成：危機管理課、県民生活部、 <u>子ども・福祉部</u> 、教育庁 班長：危機管理課職員のうち、危機管理課が指名する者 ① 市町村長の避難実施要領策定の支援に関する事 ② 市町村長の避難住民の誘導状況の把握及び誘導の支援に関する事 ③ 避難誘導に係る実動機関の運用調整に関する事 ④ 市町村長から警察官等への避難住民の誘導の要請の調整に関する事 ⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示及び指示しても誘導が実施されない場合の避難住民の誘導に関する事 ⑥ 避難誘導に関する国及び他の地方公共団体への支援要請に関する事 ⑦ 避難先地域を管轄する都道府県との調整に関する事 ⑧ 避難住民の運送の求めに係る調整に関する事	避難施設係	構成：土木部、県民生活部、 <u>子ども・福祉部</u> 、教育庁 班長：土木部職員のうち、土木部が指名する者 ① 避難施設等の選定及び運営に伴う総合調整に関する事 ② 避難施設等に必要な資機材の調達に伴う総合調整に関する事 ③ 長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置に必要な資機材に関する国への支援要請に関する事 ④ 避難住民等に必要な食料品、水、生活必需品等の把握に関する事 ⑤ 市町村による救援の実施の指示に関する事 ⑥ 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関する事 ⑦ 特定物資（建設資材）の売渡要請、収容及び保管命令並びに収容施設の供与のための土地等の使用に関する事	物資供給係	略	NBC対策係	構成：環境文化部、 <u>保健医療部</u> 班長：環境文化部職員のうち、環境文化部が指名する者 ① NBC攻撃（核攻撃は除く）の汚染拡大防止に関する国の方針の情報収集に関する事 ② NBC対策に関する事務局各班及び各担当部局が行う国民保護措置への助言・指導に関する事	<p>【県対策本部事務局の組織及び事務分掌】</p> <table border="1"> <tr> <th>係</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> <tr> <td>統括班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>報道班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>通信班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>庶務班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>応急対応班</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>班長直轄</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【各係の共通業務】 略</td> </tr> <tr> <td>避難誘導係</td> <td> 構成：危機管理課、県民生活部、<u>保健福祉部</u>、教育庁 班長：危機管理課職員のうち、危機管理課が指名する者 ① 市町村長の避難実施要領策定の支援に関する事 ② 市町村長の避難住民の誘導状況の把握及び誘導の支援に関する事 ③ 避難誘導に係る実動機関の運用調整に関する事 ④ 市町村長から警察官等への避難住民の誘導の要請の調整に関する事 ⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示及び指示しても誘導が実施されない場合の避難住民の誘導に関する事 ⑥ 避難誘導に関する国及び他の地方公共団体への支援要請に関する事 ⑦ 避難先地域を管轄する都道府県との調整に関する事 ⑧ 避難住民の運送の求めに係る調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td>避難施設係</td> <td> 構成：土木部、県民生活部、<u>保健福祉部</u>、教育庁 班長：土木部職員のうち、土木部が指名する者 ① 避難施設等の選定及び運営に伴う総合調整に関する事 ② 避難施設等に必要な資機材の調達に伴う総合調整に関する事 ③ 長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置に必要な資機材に関する国への支援要請に関する事 ④ 避難住民等に必要な食料品、水、生活必需品等の把握に関する事 ⑤ 市町村による救援の実施の指示に関する事 ⑥ 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関する事 ⑦ 特定物資（建設資材）の売渡要請、収容及び保管命令並びに収容施設の供与のための土地等の使用に関する事 </td> </tr> <tr> <td>物資供給係</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>NBC対策係</td> <td> 構成：環境文化部、<u>保健福祉部</u> 班長：環境文化部職員のうち、環境文化部が指名する者 ① NBC攻撃（核攻撃は除く）の汚染拡大防止に関する国の方針の情報収集に関する事 ② NBC対策に関する事務局各班及び各担当部局が行う国民保護措置への助言・指導に関する事 </td> </tr> </table> <p>③ NBC対策に関する国民保護措置に係る実動機関との調整に関する事 ④ NBC攻撃（核攻撃は除く）による汚染食品等の流通規制、飲食物の摂取制限、給水制限、その他汚染拡大の防止に関する措置及び国への支援要請に関する事 ⑤ 放射性物質等の放出等の通報の周辺市町村等への連絡に関する事 ⑥ 武力攻撃原子力災害に関する応急対策の実施、市町村及び関係機関への通知、指示に関する事 ⑦ 武力攻撃原子力災害に関する情報の収集及び要員の派遣に関する事 ⑧ 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携に関する事 ⑨ 武力攻撃原子力災害に関する国への措置命令の要請及び事業者への要請に関する事 ⑩ 核攻撃の汚染範囲の特定に資する情報の国対策本部への提供に関する事 ⑪ 武力攻撃原子力災害及び核攻撃による汚染食品等の流通規制及び飲食物の摂取制限、給水制限等被ばくの防止その他汚染拡大の防止に関する措置に関する事</p> <p>医療衛生係 構成：<u>保健福祉部</u> 班長：<u>保健福祉部</u>職員のうち、<u>保健福祉部</u>が指名する者 ① 医療の提供及び助産（医療救護班の派遣、医療機関との総合調整、巡回健康相談の実施、避難所救護センターの開設等）に関する事 ② 医療機関の情報、被災者の医療ニーズの把握等、医療に関する情報等の把握に関する事 ③ 不足医薬品についての国、他の都道府県への協力要請に関する事 ④ 医療機関への患者の受入要請、搬送の総合調整に関する事 ⑤ 医療の要請等により活動に従事する者の安全確保に関する事 ⑥ NBC 攻撃の放射性物質、汚染物質等に関する医療機関との情報共有に関する事 ⑦ 生物剤攻撃による患者の移送、入院措置、汚染範囲の特定、感染源の特定、消毒及び国の要請に基づく医療活動の実施に関する事 ⑧ 赤十字標準等の交付、管理に関する事 ⑨ 日本赤十字社への救援の実施の委託に関する事 ⑩ 特定物資（医薬品、医療機器その他衛生用品）の売渡要請、収容及び保管命令並びに医療施設の開設、その他医療提供を目的とした臨時施設のための土地等の使用に関する事</p> <p>消防保安係 略 各班共通 略 ※各班の班員構成等については、別途定める。</p>	係	所 掌 事 務	統括班	略	情報班	略	報道班	略	通信班	略	庶務班	略	応急対応班	略	班長直轄	略	【各係の共通業務】 略		避難誘導係	構成：危機管理課、県民生活部、 <u>保健福祉部</u> 、教育庁 班長：危機管理課職員のうち、危機管理課が指名する者 ① 市町村長の避難実施要領策定の支援に関する事 ② 市町村長の避難住民の誘導状況の把握及び誘導の支援に関する事 ③ 避難誘導に係る実動機関の運用調整に関する事 ④ 市町村長から警察官等への避難住民の誘導の要請の調整に関する事 ⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示及び指示しても誘導が実施されない場合の避難住民の誘導に関する事 ⑥ 避難誘導に関する国及び他の地方公共団体への支援要請に関する事 ⑦ 避難先地域を管轄する都道府県との調整に関する事 ⑧ 避難住民の運送の求めに係る調整に関する事	避難施設係	構成：土木部、県民生活部、 <u>保健福祉部</u> 、教育庁 班長：土木部職員のうち、土木部が指名する者 ① 避難施設等の選定及び運営に伴う総合調整に関する事 ② 避難施設等に必要な資機材の調達に伴う総合調整に関する事 ③ 長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置に必要な資機材に関する国への支援要請に関する事 ④ 避難住民等に必要な食料品、水、生活必需品等の把握に関する事 ⑤ 市町村による救援の実施の指示に関する事 ⑥ 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関する事 ⑦ 特定物資（建設資材）の売渡要請、収容及び保管命令並びに収容施設の供与のための土地等の使用に関する事	物資供給係	略	NBC対策係	構成：環境文化部、 <u>保健福祉部</u> 班長：環境文化部職員のうち、環境文化部が指名する者 ① NBC攻撃（核攻撃は除く）の汚染拡大防止に関する国の方針の情報収集に関する事 ② NBC対策に関する事務局各班及び各担当部局が行う国民保護措置への助言・指導に関する事														
係	所 掌 事 務																																																																					
統括班	略																																																																					
情報班	略																																																																					
報道班	略																																																																					
通信班	略																																																																					
庶務班	略																																																																					
応急対応班	略																																																																					
班長直轄	略																																																																					
【各係の共通業務】 略																																																																						
避難誘導係	構成：危機管理課、県民生活部、 <u>子ども・福祉部</u> 、教育庁 班長：危機管理課職員のうち、危機管理課が指名する者 ① 市町村長の避難実施要領策定の支援に関する事 ② 市町村長の避難住民の誘導状況の把握及び誘導の支援に関する事 ③ 避難誘導に係る実動機関の運用調整に関する事 ④ 市町村長から警察官等への避難住民の誘導の要請の調整に関する事 ⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示及び指示しても誘導が実施されない場合の避難住民の誘導に関する事 ⑥ 避難誘導に関する国及び他の地方公共団体への支援要請に関する事 ⑦ 避難先地域を管轄する都道府県との調整に関する事 ⑧ 避難住民の運送の求めに係る調整に関する事																																																																					
避難施設係	構成：土木部、県民生活部、 <u>子ども・福祉部</u> 、教育庁 班長：土木部職員のうち、土木部が指名する者 ① 避難施設等の選定及び運営に伴う総合調整に関する事 ② 避難施設等に必要な資機材の調達に伴う総合調整に関する事 ③ 長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置に必要な資機材に関する国への支援要請に関する事 ④ 避難住民等に必要な食料品、水、生活必需品等の把握に関する事 ⑤ 市町村による救援の実施の指示に関する事 ⑥ 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関する事 ⑦ 特定物資（建設資材）の売渡要請、収容及び保管命令並びに収容施設の供与のための土地等の使用に関する事																																																																					
物資供給係	略																																																																					
NBC対策係	構成：環境文化部、 <u>保健医療部</u> 班長：環境文化部職員のうち、環境文化部が指名する者 ① NBC攻撃（核攻撃は除く）の汚染拡大防止に関する国の方針の情報収集に関する事 ② NBC対策に関する事務局各班及び各担当部局が行う国民保護措置への助言・指導に関する事																																																																					
係	所 掌 事 務																																																																					
統括班	略																																																																					
情報班	略																																																																					
報道班	略																																																																					
通信班	略																																																																					
庶務班	略																																																																					
応急対応班	略																																																																					
班長直轄	略																																																																					
【各係の共通業務】 略																																																																						
避難誘導係	構成：危機管理課、県民生活部、 <u>保健福祉部</u> 、教育庁 班長：危機管理課職員のうち、危機管理課が指名する者 ① 市町村長の避難実施要領策定の支援に関する事 ② 市町村長の避難住民の誘導状況の把握及び誘導の支援に関する事 ③ 避難誘導に係る実動機関の運用調整に関する事 ④ 市町村長から警察官等への避難住民の誘導の要請の調整に関する事 ⑤ 市町村長への避難誘導に関する指示及び指示しても誘導が実施されない場合の避難住民の誘導に関する事 ⑥ 避難誘導に関する国及び他の地方公共団体への支援要請に関する事 ⑦ 避難先地域を管轄する都道府県との調整に関する事 ⑧ 避難住民の運送の求めに係る調整に関する事																																																																					
避難施設係	構成：土木部、県民生活部、 <u>保健福祉部</u> 、教育庁 班長：土木部職員のうち、土木部が指名する者 ① 避難施設等の選定及び運営に伴う総合調整に関する事 ② 避難施設等に必要な資機材の調達に伴う総合調整に関する事 ③ 長期避難住宅及び応急仮設住宅の設置に必要な資機材に関する国への支援要請に関する事 ④ 避難住民等に必要な食料品、水、生活必需品等の把握に関する事 ⑤ 市町村による救援の実施の指示に関する事 ⑥ 避難住民等への電話その他の通信設備の提供に関する事 ⑦ 特定物資（建設資材）の売渡要請、収容及び保管命令並びに収容施設の供与のための土地等の使用に関する事																																																																					
物資供給係	略																																																																					
NBC対策係	構成：環境文化部、 <u>保健福祉部</u> 班長：環境文化部職員のうち、環境文化部が指名する者 ① NBC攻撃（核攻撃は除く）の汚染拡大防止に関する国の方針の情報収集に関する事 ② NBC対策に関する事務局各班及び各担当部局が行う国民保護措置への助言・指導に関する事																																																																					
8	P59第3 編第3章	県対策本部 長等の代替 職員	<p>【県対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <tr> <th>室 員</th> <th>代 替 職 員</th> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>教 育 次 長</td> </tr> <tr> <td>警 察 本 部 長</td> <td>警 務 部 長</td> </tr> <tr> <td>公 営 企 業 管 理 者</td> <td>企 業 局 長</td> </tr> <tr> <td>危 機 管 理 監</td> <td>危 機 管 理 課 長</td> </tr> <tr> <td>総 合 政 策 局 長</td> <td>政 策 推 進 監</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>総 務 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>県 民 生 活 部 長</td> <td>県 民 生 活 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>環 境 文 化 部 長</td> <td>環 境 文 化 部 次 長</td> </tr> <tr> <td><u>保 健 医 療 部 長</u></td> <td><u>保 健 医 療 部 次 長</u></td> </tr> <tr> <td><u>子 ども ・ 福 祉 部 長</u></td> <td><u>子 ども ・ 福 祉 部 次 長</u></td> </tr> <tr> <td>産 業 労 働 部 長</td> <td>産 業 労 働 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>農 林 水 産 部 長</td> <td>農 林 水 産 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長</td> <td>土 木 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>出 納 局 長</td> <td>用 度 課 長</td> </tr> <tr> <td>知 事 室 長</td> <td>公 聴 広 報 課 長</td> </tr> <tr> <td>県 民 局 長</td> <td>県 民 局 次 長</td> </tr> </table>	室 員	代 替 職 員	教 育 長	教 育 次 長	警 察 本 部 長	警 務 部 長	公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長	危 機 管 理 監	危 機 管 理 課 長	総 合 政 策 局 長	政 策 推 進 監	総 務 部 長	総 務 部 次 長	県 民 生 活 部 長	県 民 生 活 部 次 長	環 境 文 化 部 長	環 境 文 化 部 次 長	<u>保 健 医 療 部 長</u>	<u>保 健 医 療 部 次 長</u>	<u>子 ども ・ 福 祉 部 長</u>	<u>子 ども ・ 福 祉 部 次 長</u>	産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長	農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長	土 木 部 長	土 木 部 次 長	出 納 局 長	用 度 課 長	知 事 室 長	公 聴 広 報 課 長	県 民 局 長	県 民 局 次 長	<p>【県対策本部員の代替職員】</p> <table border="1"> <tr> <th>室 員</th> <th>代 替 職 員</th> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>教 育 次 長</td> </tr> <tr> <td>警 察 本 部 長</td> <td>警 務 部 長</td> </tr> <tr> <td>公 営 企 業 管 理 者</td> <td>企 業 局 長</td> </tr> <tr> <td>危 機 管 理 監</td> <td>危 機 管 理 課 長</td> </tr> <tr> <td>総 合 政 策 局 長</td> <td>政 策 推 進 監</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>総 務 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>県 民 生 活 部 長</td> <td>県 民 生 活 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>環 境 文 化 部 長</td> <td>環 境 文 化 部 次 長</td> </tr> <tr> <td><u>保 健 福 祉 部 長</u></td> <td><u>保 健 福 祉 部 次 長</u></td> </tr> <tr> <td>産 業 労 働 部 長</td> <td>産 業 労 働 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>農 林 水 産 部 長</td> <td>農 林 水 産 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長</td> <td>土 木 部 次 長</td> </tr> <tr> <td>出 納 局 長</td> <td>用 度 課 長</td> </tr> <tr> <td>知 事 室 長</td> <td>公 聴 広 報 課 長</td> </tr> <tr> <td>県 民 局 長</td> <td>県 民 局 次 長</td> </tr> </table>	室 員	代 替 職 員	教 育 長	教 育 次 長	警 察 本 部 長	警 務 部 長	公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長	危 機 管 理 監	危 機 管 理 課 長	総 合 政 策 局 長	政 策 推 進 監	総 務 部 長	総 務 部 次 長	県 民 生 活 部 長	県 民 生 活 部 次 長	環 境 文 化 部 長	環 境 文 化 部 次 長	<u>保 健 福 祉 部 長</u>	<u>保 健 福 祉 部 次 長</u>	産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長	農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長	土 木 部 長	土 木 部 次 長	出 納 局 長	用 度 課 長	知 事 室 長	公 聴 広 報 課 長	県 民 局 長	県 民 局 次 長
室 員	代 替 職 員																																																																					
教 育 長	教 育 次 長																																																																					
警 察 本 部 長	警 務 部 長																																																																					
公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長																																																																					
危 機 管 理 監	危 機 管 理 課 長																																																																					
総 合 政 策 局 長	政 策 推 進 監																																																																					
総 務 部 長	総 務 部 次 長																																																																					
県 民 生 活 部 長	県 民 生 活 部 次 長																																																																					
環 境 文 化 部 長	環 境 文 化 部 次 長																																																																					
<u>保 健 医 療 部 長</u>	<u>保 健 医 療 部 次 長</u>																																																																					
<u>子 ども ・ 福 祉 部 長</u>	<u>子 ども ・ 福 祉 部 次 長</u>																																																																					
産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長																																																																					
農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長																																																																					
土 木 部 長	土 木 部 次 長																																																																					
出 納 局 長	用 度 課 長																																																																					
知 事 室 長	公 聴 広 報 課 長																																																																					
県 民 局 長	県 民 局 次 長																																																																					
室 員	代 替 職 員																																																																					
教 育 長	教 育 次 長																																																																					
警 察 本 部 長	警 務 部 長																																																																					
公 営 企 業 管 理 者	企 業 局 長																																																																					
危 機 管 理 監	危 機 管 理 課 長																																																																					
総 合 政 策 局 長	政 策 推 進 監																																																																					
総 務 部 長	総 務 部 次 長																																																																					
県 民 生 活 部 長	県 民 生 活 部 次 長																																																																					
環 境 文 化 部 長	環 境 文 化 部 次 長																																																																					
<u>保 健 福 祉 部 長</u>	<u>保 健 福 祉 部 次 長</u>																																																																					
産 業 労 働 部 長	産 業 労 働 部 次 長																																																																					
農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長																																																																					
土 木 部 長	土 木 部 次 長																																																																					
出 納 局 長	用 度 課 長																																																																					
知 事 室 長	公 聴 広 報 課 長																																																																					
県 民 局 長	県 民 局 次 長																																																																					

番号	該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)																																																										
9	P61 第3編 第4章	国民保護措置の実施体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合政策局</td><td>略</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>略</td></tr> <tr><td>県民生活部</td><td>略</td></tr> <tr><td>環境文化部</td><td>略</td></tr> <tr> <td>保健医療部</td> <td> ① 保健医療部関係の被害状況の取りまとめに関すること ② 日本赤十字社との連絡調整に関すること ③ 赤十字標章の交付、許可に関すること ④ 医師、看護師等からなる医療救護班の派遣その他傷病者の応急救護に関すること ⑤ 病院、診療所等の医療機関に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること ⑥ 救急医薬品等の確保及び補給に関すること ⑦ 避難施設における公衆衛生活動に関すること ⑧ 避難住民等に関する飲料水の確保に関すること ⑨ 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関すること ⑩ 死体の処理(遺体安置所の設置を含む)に関すること ⑪ 武力攻撃原子力災害における安定ヨウ素剤の配布、予防服用に関すること ⑫ 動物の保護に関すること など </td> </tr> <tr> <td>子ども・福祉部</td> <td> ① 子ども・福祉部関係の被害状況の取りまとめに関すること ② 社会福祉協議会との連絡調整に関すること ③ 救援物資の要請、調達及び備蓄に関すること ④ 高齢者等対策に関する調整及び安否情報の取りまとめに関すること ⑤ 障害のある人等の対策に関する調整及び安否情報の取りまとめに関すること など </td> </tr> <tr><td>産業労働部</td><td>略</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td>略</td></tr> <tr><td>土木部</td><td>略</td></tr> <tr><td>出納局</td><td>略</td></tr> <tr><td>企業局</td><td>略</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>略</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>略</td></tr> <tr><td>各県民局</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>※各部局等内の所掌事務の詳細、構成は別途定める。</p>	部局名	所掌事務	総合政策局	略	総務部	略	県民生活部	略	環境文化部	略	保健医療部	① 保健医療部関係の被害状況 の取りまとめに関すること ② 日本赤十字社との連絡調整に関すること ③ 赤十字標章の交付、許可に関すること ④ 医師、看護師等からなる医療救護班の派遣その他傷病者の応急救護に関すること ⑤ 病院、診療所等の医療機関に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること ⑥ 救急医薬品等の確保及び補給に関すること ⑦ 避難施設における公衆衛生活動に関すること ⑧ 避難住民等に関する飲料水の確保に関すること ⑨ 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関すること ⑩ 死体の処理(遺体安置所の設置を含む)に関すること ⑪ 武力攻撃原子力災害における安定ヨウ素剤の配布、予防服用に関すること ⑫ 動物の保護に関すること など	子ども・福祉部	① 子ども・福祉部関係の被害状況 の取りまとめに関すること ② 社会福祉協議会との連絡調整 に関すること ③ 救援物資の要請、調達及び備蓄 に関すること ④ 高齢者等対策に関する調整及び安否情報の取りまとめに関すること ⑤ 障害のある人等の対策に関する調整及び安否情報の取りまとめに関すること など	産業労働部	略	農林水産部	略	土木部	略	出納局	略	企業局	略	教育庁	略	警察本部	略	各県民局	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合政策局</td><td>略</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>略</td></tr> <tr><td>県民生活部</td><td>略</td></tr> <tr><td>環境文化部</td><td>略</td></tr> <tr> <td>保健福祉部</td> <td> ① 人的被害、家屋被害等の取りまとめに関すること ② 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること ③ 救援物資の要請、調達及び備蓄に関すること ④ 赤十字標章の交付、許可に関すること ⑤ 医師、看護師等からなる医療救護班の派遣その他傷病者の応急救護に関すること ⑥ 病院、診療所等の医療機関に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること ⑦ 救急医薬品等の確保及び補給に関すること ⑧ 避難施設における公衆衛生活動に関すること ⑨ 水道施設の被害状況の取りまとめに関すること ⑩ 避難住民等に関する飲料水の確保に関すること ⑪ 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関すること ⑫ 高齢者等対策に関する調整、被害状況及び安否情報の取りまとめに関すること ⑬ 障害のある人等の対策に関する調整、被害状況及び安否情報の取りまとめに関することなど ⑭ 死体の処理(遺体安置所の設置を含む)に関すること ⑮ 武力攻撃原子力災害における安定ヨウ素剤の配布、予防服用に関すること ⑯ 動物の保護に関すること など </td> </tr> <tr><td>産業労働部</td><td>略</td></tr> <tr><td>農林水産部</td><td>略</td></tr> <tr><td>土木部</td><td>略</td></tr> <tr><td>出納局</td><td>略</td></tr> <tr><td>企業局</td><td>略</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>略</td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>略</td></tr> <tr><td>各県民局</td><td>略</td></tr> </tbody> </table> <p>※各部局等内の所掌事務の詳細、構成は別途定める。</p>	部局名	所掌事務	総合政策局	略	総務部	略	県民生活部	略	環境文化部	略	保健福祉部	① 人的被害、家屋被害等の取りまとめに関すること ② 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること ③ 救援物資の要請、調達及び備蓄に関すること ④ 赤十字標章の交付、許可に関すること ⑤ 医師、看護師等からなる医療救護班の派遣その他傷病者の応急救護に関すること ⑥ 病院、診療所等の医療機関に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること ⑦ 救急医薬品等の確保及び補給に関すること ⑧ 避難施設における公衆衛生活動に関すること ⑨ 水道施設の被害状況の取りまとめに関すること ⑩ 避難住民等に関する飲料水の確保に関すること ⑪ 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関すること ⑫ 高齢者等対策に関する調整、被害状況及び安否情報の取りまとめに関すること ⑬ 障害のある人等の対策に関する調整、被害状況及び安否情報の取りまとめに関することなど ⑭ 死体の処理(遺体安置所の設置を含む)に関すること ⑮ 武力攻撃原子力災害における安定ヨウ素剤の配布、予防服用に関すること ⑯ 動物の保護に関すること など	産業労働部	略	農林水産部	略	土木部	略	出納局	略	企業局	略	教育庁	略	警察本部	略	各県民局	略
部局名	所掌事務																																																													
総合政策局	略																																																													
総務部	略																																																													
県民生活部	略																																																													
環境文化部	略																																																													
保健医療部	① 保健医療部関係の被害状況 の取りまとめに関すること ② 日本赤十字社との連絡調整に関すること ③ 赤十字標章の交付、許可に関すること ④ 医師、看護師等からなる医療救護班の派遣その他傷病者の応急救護に関すること ⑤ 病院、診療所等の医療機関に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること ⑥ 救急医薬品等の確保及び補給に関すること ⑦ 避難施設における公衆衛生活動に関すること ⑧ 避難住民等に関する飲料水の確保に関すること ⑨ 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関すること ⑩ 死体の処理(遺体安置所の設置を含む)に関すること ⑪ 武力攻撃原子力災害における安定ヨウ素剤の配布、予防服用に関すること ⑫ 動物の保護に関すること など																																																													
子ども・福祉部	① 子ども・福祉部関係の被害状況 の取りまとめに関すること ② 社会福祉協議会との連絡調整 に関すること ③ 救援物資の要請、調達及び備蓄 に関すること ④ 高齢者等対策に関する調整及び安否情報の取りまとめに関すること ⑤ 障害のある人等の対策に関する調整及び安否情報の取りまとめに関すること など																																																													
産業労働部	略																																																													
農林水産部	略																																																													
土木部	略																																																													
出納局	略																																																													
企業局	略																																																													
教育庁	略																																																													
警察本部	略																																																													
各県民局	略																																																													
部局名	所掌事務																																																													
総合政策局	略																																																													
総務部	略																																																													
県民生活部	略																																																													
環境文化部	略																																																													
保健福祉部	① 人的被害、家屋被害等の取りまとめに関すること ② 日本赤十字社及び社会福祉協議会との連絡調整に関すること ③ 救援物資の要請、調達及び備蓄に関すること ④ 赤十字標章の交付、許可に関すること ⑤ 医師、看護師等からなる医療救護班の派遣その他傷病者の応急救護に関すること ⑥ 病院、診療所等の医療機関に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関すること ⑦ 救急医薬品等の確保及び補給に関すること ⑧ 避難施設における公衆衛生活動に関すること ⑨ 水道施設の被害状況の取りまとめに関すること ⑩ 避難住民等に関する飲料水の確保に関すること ⑪ 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関すること ⑫ 高齢者等対策に関する調整、被害状況及び安否情報の取りまとめに関すること ⑬ 障害のある人等の対策に関する調整、被害状況及び安否情報の取りまとめに関することなど ⑭ 死体の処理(遺体安置所の設置を含む)に関すること ⑮ 武力攻撃原子力災害における安定ヨウ素剤の配布、予防服用に関すること ⑯ 動物の保護に関すること など																																																													
産業労働部	略																																																													
農林水産部	略																																																													
土木部	略																																																													
出納局	略																																																													
企業局	略																																																													
教育庁	略																																																													
警察本部	略																																																													
各県民局	略																																																													
10	P112 第3編 第11章	保健衛生の確保	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>県は、保健衛生の確保のため、保健医療部の中に、巡回保健チーム、食品衛生チーム、栄養指導チーム及び公衆衛生活動チームを設け、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を行う。</p>	<p>1 保健衛生の確保</p> <p>県は、保健衛生の確保のため、保健福祉部の中に、巡回保健チーム、食品衛生チーム、栄養指導チーム及び公衆衛生活動チームを設け、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を行う。</p>																																																										

番号	該当箇所	項目名	新(変更後)	旧(変更前)																																																																																																																																																																																																																																																								
11	P126 第4編 第3章	国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧	<p>【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概 要</th> <th>担当部局等</th> <th>主な関係課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利利益救済全般</td> <td>総合的な窓口</td> <td>危機管理課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること(法第81条第2項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医薬品</td> <td>保健医療部</td> <td>医薬安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・食品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・寝具</td> <td>農林水産部</td> <td>農産課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医療機器その他衛生用品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・飲料水</td> <td>保健医療部</td> <td>医薬安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・被服その他生活必需品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・建設資材</td> <td>土木部</td> <td>監理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他厚生労働大臣が定めるもの</td> <td>関係各局等</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定物資の保管命合に関すること(法第81条第3項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医薬品</td> <td>保健医療部</td> <td>医薬安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・食品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・寝具</td> <td>農林水産部</td> <td>農産課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医療機器その他衛生用品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・飲料水</td> <td>保健医療部</td> <td>医薬安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・被服その他生活必需品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・建設資材</td> <td>土木部</td> <td>監理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他厚生労働大臣が定めるもの</td> <td>関係各局等</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地等の使用に関すること(法第82条)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・収容施設の供与</td> <td>土木部</td> <td>監理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医療施設の開設</td> <td>保健医療部</td> <td>医療推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他医療提供を目的とした臨時施設</td> <td>保健医療部</td> <td>医療推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急公用負担に関すること(法第113条第3項)</td> <td>関係各局等</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両等の破損措置に関すること (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)</td> <td>危機管理課</td> <td>関係機関</td> </tr> <tr> <td>実費弁償 (法第159条第2項)</td> <td>医療の実施の要請等に関すること(法第85条第1・2項)</td> <td>保健医療部</td> <td>医療推進課</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td>関係各局等</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)</td> <td>保健医療部</td> <td>医療推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不服申立てに関すること(法第6条、175条)</td> <td>上記各局等</td> <td>上記関係課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>訴訟に関すること(法第6条、175条)</td> <td>上記各局等</td> <td>上記関係課</td> </tr> </tbody> </table>	区分	概 要	担当部局等	主な関係課	権利利益救済全般	総合的な窓口	危機管理課	—	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること(法第81条第2項)				・医薬品	保健医療部	医薬安全課		・食品	産業労働部	産業企画課		・寝具	農林水産部	農産課		・医療機器その他衛生用品	産業労働部	産業企画課		・飲料水	保健医療部	医薬安全課		・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課		・建設資材	土木部	監理課		・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各局等	関係各課		特定物資の保管命合に関すること(法第81条第3項)				・医薬品	保健医療部	医薬安全課		・食品	産業労働部	産業企画課		・寝具	農林水産部	農産課		・医療機器その他衛生用品	産業労働部	産業企画課		・飲料水	保健医療部	医薬安全課		・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課		・建設資材	土木部	監理課		・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各局等	関係各課		土地等の使用に関すること(法第82条)				・収容施設の供与	土木部	監理課		・医療施設の開設	保健医療部	医療推進課		・その他医療提供を目的とした臨時施設	保健医療部	医療推進課		応急公用負担に関すること(法第113条第3項)	関係各局等	関係各課		車両等の破損措置に関すること (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	危機管理課	関係機関	実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること(法第85条第1・2項)	保健医療部	医療推進課	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	関係各局等	関係各課		医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	保健医療部	医療推進課		不服申立てに関すること(法第6条、175条)	上記各局等	上記関係課		訴訟に関すること(法第6条、175条)	上記各局等	上記関係課	<p>【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>概 要</th> <th>担当部局等</th> <th>主な関係課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>権利利益救済全般</td> <td>総合的な窓口</td> <td>危機管理課</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>損失補償 (法第159条第1項)</td> <td>特定物資の取用に関すること(法第81条第2項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医薬品</td> <td>保健福祉部</td> <td>医薬安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・食品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・寝具</td> <td>農林水産部</td> <td>農産課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医療機器その他衛生用品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・飲料水</td> <td>保健福祉部</td> <td>医薬安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・被服その他生活必需品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・建設資材</td> <td>土木部</td> <td>監理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他厚生労働大臣が定めるもの</td> <td>関係各局等</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定物資の保管命合に関すること(法第81条第3項)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医薬品</td> <td>保健福祉部</td> <td>医薬安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・食品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・寝具</td> <td>農林水産部</td> <td>農産課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医療機器その他衛生用品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・飲料水</td> <td>保健福祉部</td> <td>医薬安全課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・被服その他生活必需品</td> <td>産業労働部</td> <td>産業企画課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・建設資材</td> <td>土木部</td> <td>監理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他厚生労働大臣が定めるもの</td> <td>関係各局等</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地等の使用に関すること(法第82条)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・収容施設の供与</td> <td>土木部</td> <td>監理課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・医療施設の開設</td> <td>保健福祉部</td> <td>医療推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他医療提供を目的とした臨時施設</td> <td>保健福祉部</td> <td>医療推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>応急公用負担に関すること(法第113条第3項)</td> <td>関係各局等</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>車両等の破損措置に関すること (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)</td> <td>危機管理課</td> <td>関係機関</td> </tr> <tr> <td>実費弁償 (法第159条第2項)</td> <td>医療の実施の要請等に関すること(法第85条第1・2項)</td> <td>保健福祉部</td> <td>医療推進課</td> </tr> <tr> <td>損害補償 (法第160条)</td> <td>国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)</td> <td>関係各局等</td> <td>関係各課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)</td> <td>保健福祉部</td> <td>医療推進課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不服申立てに関すること(法第6条、175条)</td> <td>上記各局等</td> <td>上記関係課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>訴訟に関すること(法第6条、175条)</td> <td>上記各局等</td> <td>上記関係課</td> </tr> </tbody> </table>	区分	概 要	担当部局等	主な関係課	権利利益救済全般	総合的な窓口	危機管理課	—	損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること(法第81条第2項)				・医薬品	保健福祉部	医薬安全課		・食品	産業労働部	産業企画課		・寝具	農林水産部	農産課		・医療機器その他衛生用品	産業労働部	産業企画課		・飲料水	保健福祉部	医薬安全課		・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課		・建設資材	土木部	監理課		・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各局等	関係各課		特定物資の保管命合に関すること(法第81条第3項)				・医薬品	保健福祉部	医薬安全課		・食品	産業労働部	産業企画課		・寝具	農林水産部	農産課		・医療機器その他衛生用品	産業労働部	産業企画課		・飲料水	保健福祉部	医薬安全課		・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課		・建設資材	土木部	監理課		・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各局等	関係各課		土地等の使用に関すること(法第82条)				・収容施設の供与	土木部	監理課		・医療施設の開設	保健福祉部	医療推進課		・その他医療提供を目的とした臨時施設	保健福祉部	医療推進課		応急公用負担に関すること(法第113条第3項)	関係各局等	関係各課		車両等の破損措置に関すること (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	危機管理課	関係機関	実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること(法第85条第1・2項)	保健福祉部	医療推進課	損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	関係各局等	関係各課		医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	保健福祉部	医療推進課		不服申立てに関すること(法第6条、175条)	上記各局等	上記関係課		訴訟に関すること(法第6条、175条)	上記各局等	上記関係課
区分	概 要	担当部局等	主な関係課																																																																																																																																																																																																																																																									
権利利益救済全般	総合的な窓口	危機管理課	—																																																																																																																																																																																																																																																									
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること(法第81条第2項)																																																																																																																																																																																																																																																											
	・医薬品	保健医療部	医薬安全課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・食品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・寝具	農林水産部	農産課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・医療機器その他衛生用品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・飲料水	保健医療部	医薬安全課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・建設資材	土木部	監理課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各局等	関係各課																																																																																																																																																																																																																																																									
	特定物資の保管命合に関すること(法第81条第3項)																																																																																																																																																																																																																																																											
	・医薬品	保健医療部	医薬安全課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・食品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・寝具	農林水産部	農産課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・医療機器その他衛生用品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・飲料水	保健医療部	医薬安全課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・建設資材	土木部	監理課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各局等	関係各課																																																																																																																																																																																																																																																									
	土地等の使用に関すること(法第82条)																																																																																																																																																																																																																																																											
	・収容施設の供与	土木部	監理課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・医療施設の開設	保健医療部	医療推進課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・その他医療提供を目的とした臨時施設	保健医療部	医療推進課																																																																																																																																																																																																																																																									
	応急公用負担に関すること(法第113条第3項)	関係各局等	関係各課																																																																																																																																																																																																																																																									
	車両等の破損措置に関すること (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	危機管理課	関係機関																																																																																																																																																																																																																																																									
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること(法第85条第1・2項)	保健医療部	医療推進課																																																																																																																																																																																																																																																									
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	関係各局等	関係各課																																																																																																																																																																																																																																																									
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	保健医療部	医療推進課																																																																																																																																																																																																																																																									
	不服申立てに関すること(法第6条、175条)	上記各局等	上記関係課																																																																																																																																																																																																																																																									
	訴訟に関すること(法第6条、175条)	上記各局等	上記関係課																																																																																																																																																																																																																																																									
区分	概 要	担当部局等	主な関係課																																																																																																																																																																																																																																																									
権利利益救済全般	総合的な窓口	危機管理課	—																																																																																																																																																																																																																																																									
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の取用に関すること(法第81条第2項)																																																																																																																																																																																																																																																											
	・医薬品	保健福祉部	医薬安全課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・食品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・寝具	農林水産部	農産課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・医療機器その他衛生用品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・飲料水	保健福祉部	医薬安全課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・建設資材	土木部	監理課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各局等	関係各課																																																																																																																																																																																																																																																									
	特定物資の保管命合に関すること(法第81条第3項)																																																																																																																																																																																																																																																											
	・医薬品	保健福祉部	医薬安全課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・食品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・寝具	農林水産部	農産課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・医療機器その他衛生用品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・飲料水	保健福祉部	医薬安全課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・被服その他生活必需品	産業労働部	産業企画課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・建設資材	土木部	監理課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・その他厚生労働大臣が定めるもの	関係各局等	関係各課																																																																																																																																																																																																																																																									
	土地等の使用に関すること(法第82条)																																																																																																																																																																																																																																																											
	・収容施設の供与	土木部	監理課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・医療施設の開設	保健福祉部	医療推進課																																																																																																																																																																																																																																																									
	・その他医療提供を目的とした臨時施設	保健福祉部	医療推進課																																																																																																																																																																																																																																																									
	応急公用負担に関すること(法第113条第3項)	関係各局等	関係各課																																																																																																																																																																																																																																																									
	車両等の破損措置に関すること (法第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)	危機管理課	関係機関																																																																																																																																																																																																																																																									
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関すること(法第85条第1・2項)	保健福祉部	医療推進課																																																																																																																																																																																																																																																									
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	関係各局等	関係各課																																																																																																																																																																																																																																																									
	医療の実施の要請等によるもの(法第85条第1・2項)	保健福祉部	医療推進課																																																																																																																																																																																																																																																									
	不服申立てに関すること(法第6条、175条)	上記各局等	上記関係課																																																																																																																																																																																																																																																									
	訴訟に関すること(法第6条、175条)	上記各局等	上記関係課																																																																																																																																																																																																																																																									
12	P128 第4編 第4章	復旧に関する県の実施体制	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>担当部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国民保護措置に要した費用に係る国の負担金の請求に関すること</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>2 防災行政無線等の復旧措置及び障害に関する総務省への報告に関すること</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>3 ガス施設の応急復旧に関する指定地方公共機関からの要請に基づく支援に関すること</td> <td>消防保安課</td> </tr> <tr> <td>4 水道施設の応急復旧に関する市町村からの要請に基づく支援に関すること</td> <td>保健医療部</td> </tr> <tr> <td>5 広域的な避難及び緊急物資の運送に必要な応急復旧のための総合調整に関すること</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>6 応急復旧のための国への資材提供等必要な措置の支援の求めに関すること</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>7 県工業用水道、電気事業等施設の被害状況の把握及び応急復旧措置に関すること</td> <td>企業局</td> </tr> </tbody> </table>	業 務	担当部局等	1 国民保護措置に要した費用に係る国の負担金の請求に関すること	危機管理課	2 防災行政無線等の復旧措置及び障害に関する総務省への報告に関すること	危機管理課	3 ガス施設の応急復旧に関する指定地方公共機関からの要請に基づく支援に関すること	消防保安課	4 水道施設の応急復旧に関する市町村からの要請に基づく支援に関すること	保健医療部	5 広域的な避難及び緊急物資の運送に必要な応急復旧のための総合調整に関すること	土木部	6 応急復旧のための国への資材提供等必要な措置の支援の求めに関すること	土木部	7 県工業用水道、電気事業等施設の被害状況の把握及び応急復旧措置に関すること	企業局	<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務</th> <th>担当部局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 国民保護措置に要した費用に係る国の負担金の請求に関すること</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>2 防災行政無線等の復旧措置及び障害に関する総務省への報告に関すること</td> <td>危機管理課</td> </tr> <tr> <td>3 ガス施設の応急復旧に関する指定地方公共機関からの要請に基づく支援に関すること</td> <td>消防保安課</td> </tr> <tr> <td>4 水道施設の応急復旧に関する市町村からの要請に基づく支援に関すること</td> <td>保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>5 広域的な避難及び緊急物資の運送に必要な応急復旧のための総合調整に関すること</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>6 応急復旧のための国への資材提供等必要な措置の支援の求めに関すること</td> <td>土木部</td> </tr> <tr> <td>7 県工業用水道、電気事業等施設の被害状況の把握及び応急復旧措置に関すること</td> <td>企業局</td> </tr> </tbody> </table>	業 務	担当部局等	1 国民保護措置に要した費用に係る国の負担金の請求に関すること	危機管理課	2 防災行政無線等の復旧措置及び障害に関する総務省への報告に関すること	危機管理課	3 ガス施設の応急復旧に関する指定地方公共機関からの要請に基づく支援に関すること	消防保安課	4 水道施設の応急復旧に関する市町村からの要請に基づく支援に関すること	保健福祉部	5 広域的な避難及び緊急物資の運送に必要な応急復旧のための総合調整に関すること	土木部	6 応急復旧のための国への資材提供等必要な措置の支援の求めに関すること	土木部	7 県工業用水道、電気事業等施設の被害状況の把握及び応急復旧措置に関すること	企業局																																																																																																																																																																																																																								
業 務	担当部局等																																																																																																																																																																																																																																																											
1 国民保護措置に要した費用に係る国の負担金の請求に関すること	危機管理課																																																																																																																																																																																																																																																											
2 防災行政無線等の復旧措置及び障害に関する総務省への報告に関すること	危機管理課																																																																																																																																																																																																																																																											
3 ガス施設の応急復旧に関する指定地方公共機関からの要請に基づく支援に関すること	消防保安課																																																																																																																																																																																																																																																											
4 水道施設の応急復旧に関する市町村からの要請に基づく支援に関すること	保健医療部																																																																																																																																																																																																																																																											
5 広域的な避難及び緊急物資の運送に必要な応急復旧のための総合調整に関すること	土木部																																																																																																																																																																																																																																																											
6 応急復旧のための国への資材提供等必要な措置の支援の求めに関すること	土木部																																																																																																																																																																																																																																																											
7 県工業用水道、電気事業等施設の被害状況の把握及び応急復旧措置に関すること	企業局																																																																																																																																																																																																																																																											
業 務	担当部局等																																																																																																																																																																																																																																																											
1 国民保護措置に要した費用に係る国の負担金の請求に関すること	危機管理課																																																																																																																																																																																																																																																											
2 防災行政無線等の復旧措置及び障害に関する総務省への報告に関すること	危機管理課																																																																																																																																																																																																																																																											
3 ガス施設の応急復旧に関する指定地方公共機関からの要請に基づく支援に関すること	消防保安課																																																																																																																																																																																																																																																											
4 水道施設の応急復旧に関する市町村からの要請に基づく支援に関すること	保健福祉部																																																																																																																																																																																																																																																											
5 広域的な避難及び緊急物資の運送に必要な応急復旧のための総合調整に関すること	土木部																																																																																																																																																																																																																																																											
6 応急復旧のための国への資材提供等必要な措置の支援の求めに関すること	土木部																																																																																																																																																																																																																																																											
7 県工業用水道、電気事業等施設の被害状況の把握及び応急復旧措置に関すること	企業局																																																																																																																																																																																																																																																											